

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照ください。

IFRS in Focus

IASB は、会計方針の開示に関して IAS 第 1 号および IFRS 実務記述書第 2 号を修正

目次

背景

修正点

発効日および経過措置

さらなる情報

本 IFRS in Focus では、2021 年 2 月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した「会計方針の開示」というタイトルの IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の修正を解説する。

- 本修正は、会計方針の開示に関する IAS 第 1 号要求事項を変更する。本修正を適用することにより、企業は、重要な (significant) 会計方針に代わって、重要性のある (material) 会計方針を開示する。
- IAS 第 1 号のさらなる修正は、企業がどのように重要性のある会計方針を識別することができるかを説明するために行われている。会計方針に重要性がある可能性が高い場合の例が追加される。
- 本修正を支援するために、IASB は、IFRS 実務記述書第 2 号に記載されている「4 段階の重要性プロセス」の適用を説明し、明示するガイダンスおよび例も開発した。
- IAS 第 1 号の修正は、2023 年 1 月 1 日以後に開始される事業年度に発効し、将来に向かって適用される。早期適用は認められる。IFRS 実務記述書第 2 号の修正には、発効日または経過措置は含まれていない。

背景

IAS 第 1 号は、企業が重要な会計方針 (significant accounting policy) を開示することを要求している。IASB の [ディスカッション・ペーパー DP/2017/1「開示イニシアティブ開示原則」](#) は、重要な会計方針を構成するものについて、利害関係者の見解が異なっていることを示した。DP に対するフィードバックからは、重要な会計方針の開示が効果的でないのは、会計方針の開示の要求事項が重要性 (materiality) を参照しないため、重要性の概念を適用するのが困難であることを示唆した。

修正点

IASB は、会計方針の開示に関する決定を下す際に、重要性の概念を適用できると結論付けた。したがって、IASB は、IAS 第 1 号を修正し、「重要な会計方針」という用語のすべての場合について、「重要性のある会計方針の情報 (material accounting policy information)」に置き換えることを決定した。IASB の見解では、企業の財務諸表に含まれている他の情報と合わせて考えた場合に、一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得るならば、会計方針の情報は重要性がある。

IAS 第 1 号の補足する項も、重要性のない取引、他の事象または状況に関連する会計方針の情報は重要性がなく、開示する必要がないことを明確にするために修正されている。金額に重要性がない場合であっても、関連する取引、他の事象または状況の性質により、会計方針の情報に重要性がある可能性がある。しかし、重要性のある取引、他の事象または状況に関連するすべての会計方針の情報は、それ自体に重要性があるわけではない。

例えば、標準化された情報または IFRS 基準の要求事項を繰り返すまたは要約するのみの情報は、財務諸表の利用者にとってあまり有用ではない。

IASB は、これらの修正は、企業が財務諸表において重要性のない会計方針の開示を削減するのに役立つと結論付けた。IASB は、企業が重要性のない会計方針の情報を開示することを選択した場合、そのような情報が重要性のある会計方針の情報を覆い隠してはならないことを明確にした。

詳細については、
以下のウェブサイト
を参照してくださ
い。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

改訂基準は、企業が重要性のある会計方針の情報をどのように識別するかについて説明している。このような情報は、企業の財務諸表の利用者が財務諸表の他の重要性のある情報を理解するために必要である場合に、重要性があると見込まれる。

例えば、ある会計方針が重要性がある取引、その他の事象または状況に関連していて、かつ、以下のようなものである場合には、企業は、会計方針の情報が財務諸表に対して重要性があると考えられる可能性が高い。

- 期間中に変更された。
- IFRS 基準により認められている代替的選択肢から選択された。
- 具体的に当てはまる IFRS 基準がない場合に、IAS 第 8 号に従って策定された。
- 企業が重要な判断または仮定を行うことを要求されている領域に関連している。
- 複雑な会計に関連し、企業の財務諸表の利用者が、他の方法では、関連する取引、他の事象または状態を理解できない。

見解

1名の理事が、本修正の公表に反対票を投じた。彼女は、標準化または IFRS 基準の要求事項を繰り返した情報を含む会計方針の情報が、基礎となる会計処理が複雑な場合には重要性がある可能性があるという含意に同意しなかった。彼女の見解では、複雑性の概念は非常に主観的であり、要求事項のための堅牢な基礎を構成するものではない。これにより、必要以上に多くの情報が開示される可能性がある。反対意見の中で、その理事は、IFRS 基準から文言を繰り返すことは、その定義を延々と引き伸ばさなければ「重要性がある」の定義を満たすことができないと述べた。

本修正を支援するために、IASB はまた、会計方針に関する情報が財務諸表に対して重要性があるかどうかを、どのように企業が判断するか説明するために IFRS 実務記述書第 2 号も修正する。特に、IASB は、会計方針の開示に「4 段階の重要性プロセス」を適用する企業を支援するために、実務記述書にガイダンスと例を追加する。

発効日および経過措置

本修正は、2023 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に発効し、早期適用は認められる。将来に向かって適用される。

IFRS 実務記述書第 2 号の修正については、IASB は、重要性がある会計方針の情報の定義の適用に関する強制力のないガイダンスであるため、経過措置および発効日は不要であると結論づけた。

さらなる情報

IAS 第 1 号 および IFRS 実務記述書第 2 号の修正に関するご質問がある場合は、通常のアドバイザリ・サービスにご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバーファーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバーファーム および関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファーム ならびに関係法人 は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人 の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアント へのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド は DTTL のメンバーファーム であり、保証 有限責任 会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッド のメンバー および それらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体 であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にて サービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務 および これらに関連する プロフェッショナル サービス の分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファーム や関係法人 のグローバル ネットワーク (総称して “デロイト ネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業 に対して サービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイト の約 312,000 名の専門家 については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様 への情報提供 として一般的な情報 を掲載する のみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバーファーム および それらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) が本資料 をもって 専門的な助言 やサービス を提供する のではありません。皆様 の財務 または 事業 に影響 を与える ような意思決定 または 行動 をされる 前に、適切な専門家 にご相談 ください。本資料 における情報 の正確性 や完全性 に関して、いかなる 表明、保証 または 確約 (明示・黙示を問いません) をする のではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員 または 代理人 のいずれも、本資料 に依拠した 人 に関係して 直接 また 間接 に発生 したいかなる 損失 および 損害 に対して 責任を負いません。DTTL ならびに 各メンバーファーム および それらの関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体 です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001